

福岡県公報

平成二十四年五月二十九日
第三千三百九十八号
増刊
①

目次

規則(第二十八号)

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉総務課) ……………

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年五月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十八号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項(2)中「二、三八七、〇〇〇円」を「二、四〇一、〇〇〇円」に改め、同表四の項(3)アの表中「一七、三〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、三〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「四九、七〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三六、九〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「六〇、四〇〇円」を「六〇、二〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を「七五、七〇〇円」に改め、同項(3)イの表中「一七、五〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、三〇〇円」に改め、同表十三の項(2)中「一三四、二〇〇円」を「一三三、九〇〇円」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。